

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	158 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	156 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	18 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 51 年 5 月 31 日に一括して納付し、その時に受け取った領収書を所持しているが、「ねんきん定期便」を確認したところ、国民年金保険料が未納と記録されていた。年金事務所に確認したところ、国民年金保険料を還付するとの回答であったが、何の落ち度もなく納付したものを、後になって、還付すると言われても納付できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「附則第 18 条」と記載された領収証書により、申立人は、昭和 51 年 5 月 31 日に、申立期間の国民年金保険料を 49 年 1 月から 50 年 12 月までの期間に実施された第 2 回特例納付（昭和 48 年改正法附則第 18 条）により一括して納付していることが確認できる。

一方、当該納付時点は、国民年金保険料の特例納付実施期間経過後であるため、申立期間の保険料は、社会保険事務所（当時）では収納することができないことから、同事務所は納付された保険料を還付する必要があるが、申立人に係る特殊台帳は保管されていない上、A 市においても、申立期間当時の国民年金被保険者名簿の確認はできず、申立人に保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立人が納付した昭和 51 年 5 月 31 日は、特例納付実施期間ではなく、また、時効により申立期間の国民年金保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から6年2月まで

私が20歳になった頃、A市役所から国民年金の加入についての電話があったので、同市役所に行き国民年金の加入手続を行い、その際、学生で収入が無いことを話すと、在学証明書等の書類を提出することで、学生の間は国民年金保険料を免除することができると言われたので、後日、必要書類をそろえて保険料の免除申請を行った。

その時の書類の控えは保管していないが、免除申請は行っているのに、申立期間が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年11月から5年3月までの期間については、申立人はA市役所で国民年金の加入手続を行った際に、同市役所の国民年金担当者に「学生です。」と言うと、担当者から「学生は国民年金保険料が免除になる。」と言われ、在学証明書とともに免除申請書を提出したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB市からA市に住所を移転した4年12月頃に、同市で払い出されており、この時点において、当該期間の国民年金保険料の免除申請の手続を行うことは可能であったものと推認される上、申立人の免除申請を行ったとする供述内容は具体的であることから、当該期間の国民年金保険料については免除されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、平成4年9月及び同年10月並びに5年4月から6年2月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で免除申請を行ったとしても、免除申請承認期間の始期は4年11月からとなり、

申立期間のうち、同年9月及び同年10月については制度上免除が承認されることは無いこと、及び申立人は、免除申請の手続は国民年金に加入した際に1回だけ行ったと供述しているが、当該期間の国民年金保険料を免除するためには平成4年度及び5年度に係る2回の免除申請が必要であること、並びにオンライン記録により平成7年2月10日に過年度納付書が発行されていることが確認できることなどを踏まえると、当該期間の国民年金保険料が免除されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	}	(別紙一覧表参照)
基礎年金番号	:		
生年月日	:		
住所	:		

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成18年分賃金台帳により、申立人は、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月13日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別紙 一覧表 (厚生年金事案3001~3037)

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
3001			女	昭和28年生		10万2,000円
3002			男	昭和55年生		24万8,000円
3003			男	昭和55年生		23万円
3004			男	昭和55年生		23万6,000円
3005			男	昭和56年生		24万円
3006			男	昭和38年生		23万円
3007			男	昭和48年生		20万円
3008			男	昭和48年生		19万円
3009			男	昭和54年生		20万円
3010			男	昭和54年生		20万円
3011			男	昭和52年生		18万5,000円
3012			男	昭和58年生		18万5,000円
3013			男	昭和57年生		18万5,000円
3014			男	昭和57年生		18万5,000円
3015			男	昭和56年生		18万5,000円
3016			男	昭和55年生		17万5,000円
3017			男	昭和51年生		17万5,000円
3018			男	昭和57年生		16万5,000円
3019			男	昭和55年生		16万5,000円
3020			男	昭和57年生		16万5,000円
3021			男	昭和53年生		16万5,000円
3022			女	昭和39年生		15万5,000円
3023			男	昭和58年生		17万5,000円
3024			男	昭和57年生		16万5,000円
3025			男	昭和62年生		15万円
3026			女	昭和61年生		15万5,000円
3027			女	昭和58年生		17万5,000円
3028			男	昭和49年生		23万円
3029			男	昭和48年生		18万5,000円
3030			男	昭和56年生		18万5,000円
3031			男	昭和46年生		21万4,000円
3032			男	昭和48年生		16万5,000円
3033			男	昭和49年生		16万5,000円
3034			男	昭和58年生		18万円
3035			男	昭和57年生		18万5,000円
3036			男	昭和58年生		17万5,000円
3037			男	昭和58年生		17万5,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 :  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 :  
住 所 :

（別紙一覧表参照）

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 別紙一覧表参照

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 28 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙 一覧表 (厚生年金事案3038~3145)

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3038		女		昭和16年生		平成15年6月30日	57万円
						平成15年7月19日	58万円
						平成15年12月10日	30万円
						平成16年12月10日	30万円
						平成17年6月30日	27万円
						平成17年7月20日	30万円
						平成17年12月9日	31万円
						平成18年6月30日	30万円
						平成18年7月20日	32万円
3039		男		昭和30年生		平成15年6月30日	80万円
						平成15年7月19日	76万円
						平成15年12月10日	83万円
						平成16年12月10日	88万円
						平成17年6月30日	90万円
						平成17年7月20日	91万円
						平成17年12月9日	93万円
						平成18年6月30日	105万円
						平成18年7月20日	93万9,000円
3040		男		昭和22年生		平成15年6月30日	125万円
						平成15年7月19日	115万円
						平成15年12月10日	125万円
						平成16年12月10日	136万円
						平成17年6月30日	148万円
						平成17年7月20日	146万円
						平成17年12月9日	150万円
						平成18年6月30日	150万円
						平成18年7月20日	150万円
3041		男		昭和28年生		平成15年6月30日	85万円
						平成15年7月19日	78万円
						平成15年12月10日	85万円
						平成16年12月10日	90万円
						平成17年6月30日	95万円
						平成17年7月20日	94万円
						平成17年12月9日	95万5,000円
						平成18年6月30日	110万円
						平成18年7月20日	96万5,000円
3042		男		昭和35年生		平成15年6月30日	100万円
						平成15年7月19日	95万円
						平成15年12月10日	105万円
						平成16年12月10日	115万円
						平成17年6月30日	119万円
						平成17年7月20日	121万円
						平成17年12月9日	128万円
						平成18年6月30日	150万円
						平成18年7月20日	145万円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3043		男		昭和26年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	63万円 63万円 68万円 73万円 73万円 75万円 77万円 85万円 78万2,000円
3044		女		昭和45年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	24万円 35万5,000円 37万円 39万円 29万円 40万5,000円 41万8,000円 33万円 42万6,000円
3045		女		昭和47年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	14万円 24万円 25万5,000円 27万円 17万円 28万円 29万1,000円 22万円 29万9,000円
3046		女		昭和48年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	28万円 33万5,000円 35万5,000円 39万円 30万円 40万円 41万5,000円 38万円 42万5,000円
3047		男		昭和39年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	51万円 58万5,000円 63万円 69万円 67万5,000円 74万円 77万円 81万円 78万5,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3048		女		昭和26年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	29万円 38万円 39万5,000円 41万7,000円 36万円 42万5,000円 43万7,000円 41万円 44万7,000円
3049		女		昭和50年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	24万円 31万7,000円 33万円 35万円 27万5,000円 36万5,000円 37万2,000円 31万円 38万円
3050		男		昭和45年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	34万円 43万円 45万円 47万5,000円 38万円 47万5,000円 48万7,000円 42万円 46万5,000円
3051		男		昭和52年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	29万円 35万5,000円 37万円 40万円 33万円 41万5,000円 42万8,000円 45万円 42万4,000円
3052		女		昭和52年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	22万円 28万8,000円 30万5,000円 33万円 25万5,000円 34万円 35万2,000円 27万円 33万円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3053		女		昭和28年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	25万円 32万8,000円 34万円 36万円 29万円 37万円 38万1,000円 32万円 38万8,000円
3054		女		昭和52年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	24万円 35万円 37万円 40万5,000円 31万円 42万円 44万円 37万円 45万1,000円
3055		女		昭和52年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 39万5,000円 42万円 45万5,000円 37万円 46万5,000円 48万円 44万円 49万3,000円
3056		女		昭和26年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	16万円 28万円 28万5,000円 29万円 18万円 30万円 30万8,000円 22万円 31万6,000円
3057		男		昭和51年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 39万円 41万5,000円 43万5,000円 35万円 45万円 46万5,000円 45万円 47万円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3058		男		昭和51年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	35万円 41万円 43万5,000円 46万円 39万5,000円 48万円 49万5,000円 51万円 50万7,000円
3059		男		昭和44年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 41万5,000円 43万円 45万円 37万円 48万円 50万円 48万円 51万2,000円
3060		男		昭和31年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	18万円 27万2,000円 27万7,000円 27万5,000円 19万円 27万円 27万円 24万円 27万2,000円
3061		男		昭和53年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 34万円 35万5,000円 40万円 39万円 42万円 43万7,000円 50万円 45万2,000円
3062		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	17万円 27万円 28万円 29万円 20万円 30万円 30万9,000円 23万円 28万5,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3063		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	18万円 27万2,000円 28万円 30万円 22万5,000円 31万5,000円 32万8,000円 26万円 33万6,000円
3064		男		昭和44年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 42万円 44万5,000円 47万円 37万円 48万5,000円 49万8,000円 47万円 51万1,000円
3065		男		昭和47年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 38万円 40万円 42万5,000円 35万円 44万円 45万7,000円 46万円 46万9,000円
3066		男		昭和42年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	39万円 43万円 47万5,000円 53万5,000円 55万5,000円 60万円 63万円 75万円 64万5,000円
3067		男		昭和32年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	27万円 37万5,000円 38万5,000円 42万円 31万5,000円 44万円 45万4,000円 38万円 46万5,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3068		男		昭和40年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	26万5,000円 33万5,000円 35万5,000円 38万円 31万5,000円 40万円 41万1,000円 40万円 42万3,000円
3069		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	17万円 24万円 26万円 30万円 22万円 33万円 34万5,000円 25万円 35万円
3070		女		昭和56年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	19万円 26万7,000円 28万円 30万円 24万円 32万円 33万6,000円 29万円 34万6,000円
3071		女		昭和57年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	20万円 27万円 29万円 31万円 25万5,000円 32万3,000円 33万5,000円 31万円 34万8,000円
3072		女		昭和45年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	9万円 11万円 12万円 12万5,000円 11万円 13万5,000円 14万円 13万円 14万5,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3073		男		昭和33年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	21万円 26万円 28万円 31万円 26万円 32万5,000円 33万7,000円 32万円 34万5,000円
3074		男		昭和46年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	20万円 24万円 25万円 25万円 23万円 24万円 24万円 25万円 24万3,000円
3075		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	20万円 25万円 27万円 29万円 24万円 30万円 31万2,000円 28万円 32万2,000円
3076		女		昭和58年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	14万5,000円 23万円 24万5,000円 26万5,000円 20万円 28万円 29万円 25万円 30万3,000円
3077		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	14万円 20万円 22万円 24万5,000円 19万円 26万円 28万円 27万円 29万2,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3078		女		昭和52年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	6万円 7万円 8万円 9万円 7万円 9万5,000円 10万円 10万円 10万5,000円
3079		男		昭和58年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	20万円 21万5,000円 25万円 30万5,000円 27万円 32万円 33万7,000円 35万円 35万2,000円
3080		女		昭和58年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	8万円 18万5,000円 20万円 22万5,000円 15万円 24万円 24万9,000円 19万円 25万7,000円
3081		女		昭和58年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	11万円 21万円 23万5,000円 28万円 22万円 30万円 32万円 29万円 33万3,000円
3082		男		昭和56年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	13万円 15万5,000円 19万円 22万円 19万円 24万円 25万円 24万円 25万8,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3083		男		昭和45年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	7万円 7万円 8万円 10万円 13万円 12万円 13万円 16万円 13万円
3084		男		昭和59年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 17万円 22万円 12万円 22万円 21万円 16万円 21万3,000円
3085		男		昭和59年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 17万円 24万5,000円 15万5,000円 26万円 27万2,000円 17万5,000円 28万2,000円
3086		女		昭和59年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 16万5,000円 19万円 12万円 20万円 20万円 17万円 20万1,000円
3087		女		昭和59年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 16万5,000円 19万円 12万円 20万5,000円 21万6,000円 20万円 22万6,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3088		男		昭和50年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	11万円 11万円 13万円 14万円 14万円 15万円 15万円 17万円 15万5,000円
3089		男		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	10万円 8万円 10万円 10万円 12万円 10万円 12万円 18万円 13万2,000円
3090		男		昭和44年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	10万円 12万円 30万円 36万円 38万円 40万円 43万円 55万円 44万5,000円
3091		男		昭和44年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	10万円 12万円 30万円 36万円 39万円 40万円 43万円 57万円 44万5,000円
3092		女		昭和57年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 17万円 23万円 19万円 26万円 27万5,000円 22万円 28万3,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3093		女		昭和56年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 17万円 24万円 18万5,000円 26万円 27万5,000円 23万5,000円 28万8,000円
3094		女		昭和53年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	18万円 26万8,000円 28万円 29万5,000円 21万円 30万5,000円 31万6,000円 25万円 32万4,000円
3095		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	18万円 26万7,000円 28万円 30万円 22万5,000円 31万5,000円 32万5,000円 26万円 33万3,000円
3096		女		昭和21年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	35万円 42万8,000円 44万円 46万8,000円 42万円 48万円 49万6,000円 45万円 50万5,000円
3097		女		昭和23年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	30万円 41万5,000円 43万円 46万円 38万円 47万円 48万5,000円 40万円 49万1,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3098		女		昭和60年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 16万5,000円 20万円 14万円 21万5,000円 23万円 23万円 24万3,000円
3099		女		昭和60年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 16万5,000円 17万5,000円 11万円 17万5,000円 17万5,000円 18万円 18万5,000円
3100		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	10万円 11万円 12万円 12万円 11万円 12万円 12万5,000円 14万円 12万5,000円
3101		女		昭和23年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	43万円 54万円 58万円 63万円 55万円 65万円 67万5,000円 65万円 69万円
3102		女		昭和23年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	40万円 42万5,000円 45万円 49万円 48万円 52万円 54万円 58万円 56万円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3103		女		昭和24年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	20万5,000円 30万円 31万円 32万5,000円 23万円 33万3,000円 34万1,000円 26万円 34万7,000円
3104		女		昭和49年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	10万円 10万円 11万円 12万円 11万円 12万5,000円 13万円 13万円 13万5,000円
3105		女		昭和54年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日 平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日	26万円 35万円 37万円 39万5,000円 31万5,000円 41万円 42万5,000円
3106		男		昭和54年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	14万円 22万円 20万円 27万円 34万円 30万円
3107		男		昭和56年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	5万円 5万円 6万円 6万円 7万5,000円 6万5,000円
3108		女		昭和47年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	7万円 6万円 7万5,000円 8万円 8万円 8万5,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3109		女		昭和56年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	7万円 7万円 8万円 9万円 11万円 9万5,000円
3110		女		昭和56年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	18万円 15万円 20万円 21万円 18万円 21万8,000円
3111		女		昭和57年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	20万円 13万円 22万円 23万円 19万円 24万円
3112		女		昭和60年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	16万5,000円 9万円 18万円 19万1,000円 18万円 20万1,000円
3113		女		昭和57年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	17万円 11万5,000円 20万円 21万円 17万5,000円 21万8,000円
3114		女		昭和58年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	16万5,000円 9万円 19万円 20万5,000円 19万円 21万7,000円
3115		女		昭和59年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	17万円 12万5,000円 20万円 21万円 18万円 21万9,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3116		女		昭和57年生		平成16年12月10日 平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	17万円 11万5,000円 20万円 21万円 17万5,000円 21万8,000円
3117		男		昭和52年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	5万円 6万円 7万円 10万円 15万円
3118		女		昭和57年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	3万5,000円 5万円 6万円 5万5,000円 6万5,000円
3119		女		昭和58年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 3万円 3万5,000円 4万円 4万円
3120		男		昭和61年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 17万円 14万円 20万円
3121		女		昭和61年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万円 7万円 17万円 13万円 15万5,000円
3122		女		昭和57年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日 平成17年12月9日 平成18年6月30日 平成18年7月20日	3万円 3万円 4万円 5万円 4万5,000円
3123		女		昭和58年生		平成15年6月30日 平成15年7月19日 平成15年12月10日	15万円 24万円 26万円
3124		男		昭和58年生		平成17年6月30日 平成17年7月20日	4万円 5万円
3125		女		昭和18年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 2万円
3126		男		昭和19年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	7万円 3万円
3127		女		昭和52年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	3万円 3万5,000円

受付番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3128		女		昭和53年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	5万円 5万5,000円
3129		男		昭和39年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	7万円 8万円
3130		女		昭和48年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	5万円 6万5,000円
3131		女		昭和50年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	3万円 5万円
3132		女		昭和40年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 2万円
3133		男		昭和57年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	5万円 3万円
3134		女		昭和56年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 2万円
3135		男		昭和62年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3136		男		昭和62年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3137		女		昭和62年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3138		女		昭和62年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3139		女		昭和61年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3140		女		昭和60年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3141		女		昭和61年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3142		女		昭和62年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3143		女		昭和62年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	2万円 7万円
3144		男		昭和43年生		平成18年6月30日 平成18年7月20日	1万5,000円 2万円
3145		女		昭和57年生		平成18年6月30日	1万円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日は25万円、同年7月19日は35万円、同年12月10日は37万円、16年12月10日は39万5,000円、17年6月30日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年7月19日  
③ 平成15年12月10日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年6月30日  
⑥ 平成17年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までの期間については、A社が提出した平成15年から17年までの期間に係る貸金台帳により、申立人は、平成15年6月30日は25万円、同年7月19日は35万円、同年12月10日は37万円、16年12月10日は39万5,000円、17年6月30日は29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 28 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できるところ、事業主は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑥については、上記賃金台帳により、平成 17 年 7 月 20 日に申立人に支給された賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることは確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、オンライン記録と同日の平成 17 年 7 月 21 日であることが確認できるところ、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年 7 月は厚生年金保険の被保険者期間とは認められない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間のうち、平成10年9月1日から16年6月1日までの期間、17年1月1日から同年4月25日までの期間、及び18年5月1日から19年1月24日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年9月から同年11月までは38万円、同年12月は47万円、11年1月から同年3月までは44万円、同年4月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月から13年2月までは41万円、同年3月は50万円、同年4月から15年6月までは41万円、同年7月から16年4月までは38万円、同年5月は41万円、17年1月から同年3月までは38万円、18年5月は32万円及び同年6月から同年12月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間のうち、平成17年4月25日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月11日から19年1月24日まで  
年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

また、申立期間のうち、A社からB社及びC社に出向していた期間については、出向先における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、出向元であるA社からも給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていた期間があるにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が

確認できない。

申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正し、B社及びC社に出向していた期間のうち、A社が給与から厚生年金保険料を控除していた期間について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成10年9月1日から16年6月1日までの期間、17年1月1日から同年4月25日までの期間及び18年5月1日から19年1月24日までの期間については、申立人が提出した給与明細書並びにA社が提出した賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年9月から同年11月までは38万円、同年12月は47万円、11年1月から同年3月までは44万円、同年4月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月から13年2月までは41万円、同年3月は50万円、同年4月から15年6月までは41万円、同年7月から16年4月までは38万円、同年5月は41万円、17年1月から同年3月までは38万円、18年5月は32万円及び同年6月から同年12月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間の全ての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成17年4月25日から同年5月1日の期間については、申立事業所は、同年4月25日から18年3月31日までの期間は、申立人と当該事業所において、「業務請負契約」を締結しており、給与は支給していない旨回答している一方、申立人について、10年8月11日から19年1月

23 日までの期間において継続して雇用していたと回答しているところ、前述の給与明細書並びに賃金台帳の記録によると、17 年 4 月分は同年 2 月分と、給与の支給項目、支給額、厚生年金保険料、所得税等の控除項目及び控除額が一致することが確認でき、給与及び賃金の計算期間が 4 月 1 日から 4 月 30 日までである旨の記載があることなどから判断すると、申立人は、当該期間においても申立事業所に継続して雇用され、17 年 4 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認される。

また、平成 17 年 4 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳による当該月の保険料控除額から、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、平成 17 年 4 月 25 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認でき、その結果、社会保険事務所は同年 4 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 10 年 8 月 11 日から同年 9 月 1 日までの期間、16 年 6 月 1 日から同年 7 月 15 日までの期間及び 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、前述の給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

4 申立期間のうち、平成 16 年 7 月 15 日から 17 年 1 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までの期間については、前述の給与明細書及び賃金台帳において、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、このほか、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間のうち、平成8年12月1日から9年8月1日までの期間、同年9月1日から13年8月27日までの期間、14年3月1日から16年9月16日までの期間及び18年7月1日から19年6月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年12月は41万円、9年1月は44万円、同年2月は50万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月から10年3月までは44万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月は47万円、11年1月は50万円、同年2月から同年4月までは47万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月は59万円、同年8月から12年2月までは44万円、同年3月は50万円、同年4月は36万円、同年5月から同年12月までは38万円、13年1月及び同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月から同年7月までは38万円、14年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年9月までは44万円、同年10月から15年6月までは41万円、同年7月から16年3月までは38万円、同年4月は34万円、同年5月から同年8月までは32万円、18年7月から同年10月までは32万円、同年11月から19年3月までは38万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間のうち、平成13年8月27日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間：平成8年11月5日から20年6月1日まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

また、申立期間のうち、A社から出向していた期間については、出向先の各事業所と出向元の申立事業所の両方において、給与から厚生年金保険料を控除されていた期間があるにもかかわらず、出向先の各事業所における厚生年金保険の被保険者記録しか確認できない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、出向していた期間のうち、出向元であるA社が給与から厚生年金保険料を控除していた期間について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年12月1日から9年8月1日までの期間、同年9月1日から13年8月27日までの期間、14年3月1日から16年9月16日までの期間及び18年7月1日から19年6月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書、預金取引明細書、預金通帳の写し、及びA社が提出した賃金台帳等において、確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成8年12月は41万円、9年1月は44万円、同年2月は50万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月から10年3月までは44万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月は47万円、11年1月は50万円、同年2月から同年4月までは47万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月は59万円、同年8月から12年2月までは44万円、同年3月は50万円、同年4月は36万円、同年5月から同年12月までは38万円、13年1月及び同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月から同年7月までは38万円、14年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年9月までは44万円、同年10月から15年6月までは41万円、同年7月から16年3月までは38万円、同年4月は34万円、同年5月から同年8月までは32万円、18年7月から同年10月までは32万円、同年11月から19年3月まで

は 38 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間の全ての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 13 年 8 月 27 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立事業所は、申立人の B 社への移籍出向期間については、申立人と申立事業所において、「業務請負契約」を締結しており、給与は支給していない旨回答している一方、申立人について、8 年 11 月 5 日から 22 年 5 月 12 日までの期間において継続して雇用していたと回答しているところ、前述の給与明細書の記録によると、13 年 8 月分は前月の同年 7 月分と、給与の支給項目、支給額、厚生年金保険料、所得税等の控除項目及び控除額が一致することが確認でき、給与の計算期間が「自 8 月 1 日 至 8 月 31 日」とされていることなどから判断すると、申立人は、当該期間においても申立事業所に継続して雇用され、13 年 8 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認される。

また、平成 13 年 8 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書による当該月の保険料控除額から、38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成 8 年 11 月 5 日から同年 12 月 1 日までの期間、9 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 20 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、前述の給与明細書、預金取引明細書及び賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額、及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること又は超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

4 申立期間のうち、平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 3 月 1 日までの期間、16 年 9 月 16 日から 18 年 7 月 1 日までの期間及び 19 年 6 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間については、申立事業所は、「従業員がほかの企業に移籍出向し、弊社が給与の一部を負担する場合でも、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行うため、保険料の控除は行っていない。」と回答しており、当該期間に係る給与明細書、預金取引明細書及び賃金台帳において、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことは確認できず、このほか、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月29日から同年3月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、A社に平成12年2月29日までの期間に勤務したことは間違いなく、所持する給与明細書及び平成12年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成12年2月分の給与明細書及び平成12年分給与所得の源泉徴収票により厚生年金保険料の控除が確認できること、当該源泉徴収票に申立人のA社に係る退職年月日が同年2月29日と記載されていること、並びに事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成12年2月分のA社に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「詳細は不明であるが、当社発行の源泉徴収票に申立人の退

職年月日が平成12年2月29日と記載されていることから判断すると、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年3月1日とすべきところ、当時の事務担当者が誤って同年2月29日として届け出たものと思う。」と回答していることから、事業主が平成12年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年4月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年6月30日）の後の平成7年10月24日付けで、申立期間の標準報酬月額が6年10月1日に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主、取締役一人及び同僚5人についても7年8月10日付けで、並びに取締役一人及び同僚一人についても同年10月24日付けで、それぞれ標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、前記の申立人と同じく標準報酬月額が遡って減額訂正されている同僚一人が所持する平成6年8月から7年3月までの期間に係る給与明細書により、当該同僚は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、同社の元役員3人は、「社会保険関係事務は事業主が携わっており詳細は分からないが、倒産前は経営がかなり厳しい状況であったので、厚生年金保険料を滞納していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険料を滞納していた状況が推認できる。

これら事実を総合的に判断すると、申立人について、平成7年10月24日付で行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、6年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①のうち、昭和 63 年 6 月 1 日から同年 11 月 29 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年 6 月は 11 万円、同年 7 月は 12 万 6,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 12 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月 9 日から同年 11 月 29 日まで  
② 昭和 63 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間①については、A 社における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されているので、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 63 年 11 月 29 日と記録されていることが分かった。同年 11 月 30 日までの期間において継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和 63 年 6 月 1 日から同年 11 月 29 日までの期間については、申立人が提出した同年 6 月から同年 10 月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和 63 年 6 月は 11 万円、同年 7 月は 12 万 6,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 9 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、確認できる資料は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 63 年 5 月 9 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人が提出した同年 5 月の給与明細書により、給与支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できるとともに、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した申立期間②に係る A 社の給与明細書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 63 年 11 月の給与明細書の保険料控除額から、11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成9年8月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、確認できる資料は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成7年6月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を7年6月及び同年7月は28万円、同年8月から8年9月までは34万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間のうち、平成8年10月1日から9年9月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年10月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、9年1月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から9年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成7年6月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録においては、当初、A社における申立人の当該期間の標準報酬月額が7年6月及び同年7月は28万円、同年8月から8年9月までの期間は34万円と記録されていたところ、7年10月17日付けで、当該期間における標準報酬月額が同年6月1日に遡って16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、倒産の危機にあり、社会保険料を滞納

していたところ、社会保険事務所からの助言により、標準報酬月額を遡って減額訂正する届出を提出した。申立人に減額訂正についての説明は行っておらず、厚生年金保険料については訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額を控除したままである。」と回答しているところ、A社に係る不納欠損決議書によると、平成10年11月17日に同社における厚生年金保険料等の滞納額が不納欠損処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年6月及び同年7月は28万円、同年8月から8年9月までの期間は34万円とすることが必要である。

2 申立期間のうち、平成8年10月1日から9年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成8年10月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、9年1月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料額を控除していたことを認めていることから判断すると、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和 45 年 1 月から同年 4 月までは 2 万 6,000 円、46 年 1 月から同年 4 月までは 3 万 3,000 円、同年 11 月は 3 万 9,000 円、47 年 1 月から同年 4 月までは 4 万 2,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 4 万 8,000 円、48 年 1 月及び同年 2 月は 4 万 8,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 5 万 2,000 円、同年 5 月は 4 万 8,000 円、同年 6 月は 5 万 2,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 5 万 6,000 円、同年 9 月は 6 万円、同年 10 月は 5 万 6,000 円、49 年 5 月は 6 万 8,000 円、50 年 5 月は 9 万 2,000 円、51 年 4 月は 11 万円、52 年 5 月は 12 万 6,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 11 万 8,000 円、同年 8 月から同年 12 月までは 12 万 6,000 円、53 年 7 月は 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
⑥ 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
⑦ 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
⑧ 昭和 50 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
⑨ 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
⑩ 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで  
⑪ 昭和 53 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

今回送付された「ねんきん定期便」と私が保管していたA社の給与明細書を比較してみたところ、申立期間における標準報酬月額が、給与明細書に記載してある、実際に支給されていた給与額より低い金額で記録されている。申立期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された申立事業所の給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和45年1月から同年4月までは2万6,000円、46年1月から同年4月までは3万3,000円、同年11月は3万9,000円、47年1月から同年4月までは4万2,000円、同年9月及び同年10月は4万8,000円、48年1月及び同年2月は4万8,000円、同年3月及び同年4月は5万2,000円、同年5月は4万8,000円、同年6月は5万2,000円、同年7月及び同年8月は5万6,000円、同年9月は6万円、同年10月は5万6,000円、49年5月は6万8,000円、50年5月は9万2,000円、51年4月は11万円、52年5月は12万6,000円、同年6月及び同年7月は11万8,000円、同年8月から同年12月までは12万6,000円、53年7月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は根拠となる資料が無いので不明としているが、前述の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年7月から5年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは36万円、同年12月及び6年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月から同年10月までは36万円、同年11月から8年7月までは32万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月から10年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月21日から10年10月21日まで

A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低額で記録されているので、申立期間の標準報酬月額を実際に源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書から判断すると、A社に係る厚生年金保険料の控除が翌月控除であったことが認められることを踏まえ、申立人から提出された平成4年7月

から9年7月までの給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、4年7月から5年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは36万円、同年12月及び6年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月から同年10月までは36万円、同年11月から8年7月までは32万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月から9年7月までは34万円とすることが妥当である。

また、給与支払明細書が無い平成9年8月から10年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票において確認又は推認できる賃金額及び前述の給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の標準報酬月額を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「全ての従業員について、実際に支給した給与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたが、実際に支給した給与よりも低い報酬月額を届け出た。」としていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成14年11月及び15年11月は26万円、17年7月は30万円、同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したが否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から18年1月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されている。私が所持する当時の給与明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成14年11月、15年11月、17年7月及び同年12月については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成14年11月及び15年11月は26万円、17年7月は30万円、同年12月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が無い上、申立事業所から同社の社会保険事務を受託していたとされる社会保険労務士事務所は、「当時の記録は既に保管しておらず、申立内容については不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の見出しを社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成 14 年 6 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 15 年 6 月までの期間、同年 9 月及び同年 10 月、16 年 2 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月から 17 年 6 月までの期間、同年 8 月から同年 11 月までの期間については、確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、前述の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成 15 年 7 月及び同年 8 月、同年 12 月及び 16 年 1 月、同年 9 月、同年 11 月については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年4月1日から19年9月1日までの期間のうち、〈標準報酬月額を訂正する月〉（別添一覧表参照）は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正する必要がある。

また、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の標準報酬月額とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の〈標準報酬月額を訂正する月〉（別添一覧表参照）に係る記録を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から20年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成5年4月1日から19年9月1日までの期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い金額で記録されている。

また、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間については、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い金額で記録されている。

申立期間における標準報酬月額記録を実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち、平成5年4月から6年7月までの期間、同年10月、7

年3月、同年7月及び同年8月、同年10月から9年5月までの期間、同年9月から10年5月までの期間、同年8月から14年1月までの期間、同年4月から18年10月までの期間、同年12月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、〈標準報酬月額を訂正する月〉（別添一覧表参照）は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年7月12日に標準報酬月額の記録が訂正されたことが確認できることから、訂正後の額は厚生年金保険法75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかしながら、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、〈標準報酬月額を訂正する月〉（別添一覧表参照）は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月 9 日に、事業主が当該期間に係る報酬月額の届出が誤っていたとして、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 6 年 8 月及び同年 9 月、同年 11 月から 7 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 9 月、10 年 6 月及び 18 年 11 月については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回る額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち、平成 9 年 6 月から同年 8 月までの期間、10 年 7 月、14 年 2 月及び同年 3 月については、申立人は、傷病による休職のため給与の支払いを受けていないと供述している上、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別添一覧表<標準報酬月額を訂正する月・標準報酬月額>

標準報酬月額を訂正する月	標準報酬月額		
平成5年	4月	19万円	
	5月	19万円	
	6月	19万円	
	7月	19万円	
	8月	19万円	
	9月	19万円	
	10月	19万円	
	11月	19万円	
	12月	19万円	
	平成6年	1月	19万円
		2月	19万円
		3月	19万円
4月		26万円	
5月		26万円	
6月		26万円	
7月		26万円	
10月		32万円	
平成7年		3月	30万円
		7月	30万円
	8月	28万円	
	10月	30万円	
	11月	28万円	
平成8年	12月	24万円	
	1月	24万円	
	2月	28万円	
	3月	26万円	
	4月	24万円	
	5月	28万円	
	6月	28万円	
	7月	30万円	
	8月	28万円	
	9月	26万円	
	10月	30万円	
	11月	28万円	
平成9年	12月	28万円	
	1月	26万円	
	2月	26万円	
	3月	26万円	
	4月	28万円	
	5月	28万円	
	9月	28万円	
	10月	32万円	
	11月	32万円	
	平成10年	12月	28万円
		1月	28万円
		2月	28万円
3月		26万円	
4月		32万円	
5月		32万円	
8月		32万円	
9月		30万円	
10月		32万円	
11月		34万円	
12月		30万円	

標準報酬月額を訂正する月	標準報酬月額		
平成11年	1月	28万円	
	2月	30万円	
	3月	30万円	
	4月	32万円	
	5月	32万円	
	6月	30万円	
	7月	32万円	
	8月	30万円	
	9月	28万円	
	10月	36万円	
	11月	30万円	
	12月	30万円	
平成12年	1月	32万円	
	2月	32万円	
	3月	32万円	
	4月	34万円	
	5月	32万円	
	6月	32万円	
	7月	32万円	
	8月	30万円	
	9月	32万円	
	10月	34万円	
	11月	32万円	
	12月	34万円	
平成13年	1月	30万円	
	2月	32万円	
	3月	32万円	
	4月	30万円	
	5月	32万円	
	6月	34万円	
	7月	34万円	
	8月	32万円	
	9月	36万円	
	10月	34万円	
	11月	36万円	
	12月	34万円	
平成14年	1月	36万円	
	4月	34万円	
	5月	36万円	
	6月	36万円	
	7月	36万円	
	8月	32万円	
	9月	36万円	
	10月	38万円	
	11月	34万円	
	12月	30万円	
	平成15年	1月	32万円
		2月	32万円
3月		34万円	
4月		32万円	
5月		34万円	
6月		36万円	
7月		34万円	
8月		34万円	
9月		32万円	
10月		36万円	
11月		34万円	
12月		34万円	

標準報酬月額を訂正する月	標準報酬月額	
平成16年	1月	34万円
	2月	32万円
	3月	36万円
	4月	34万円
	5月	32万円
	6月	34万円
	7月	34万円
	8月	34万円
	9月	34万円
	10月	34万円
	11月	36万円
	12月	32万円
平成17年	1月	34万円
	2月	34万円
	3月	32万円
	4月	34万円
	5月	34万円
	6月	36万円
	7月	36万円
	8月	34万円
	9月	32万円
	10月	34万円
	11月	34万円
	12月	30万円
平成18年	1月	30万円
	2月	32万円
	3月	34万円
	4月	32万円
	5月	32万円
	6月	32万円
	7月	32万円
	8月	28万円
	9月	30万円
	10月	36万円
	11月	32万円
	12月	32万円
平成19年	1月	30万円
	2月	28万円
	3月	34万円
	4月	32万円
	5月	34万円
	6月	32万円
	7月	32万円
	8月	28万円
	9月	30万円
	10月	30万円
	11月	32万円
	12月	30万円
平成20年	1月	28万円
	2月	30万円
	3月	30万円
	4月	28万円
	5月	32万円

75条  
75条  
75条  
75条  
75条  
75条

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間、同年 4 月から 57 年 3 月までの期間、60 年 5 月から同年 11 月までの期間、同年 12 月から 62 年 2 月までの期間、平成元年 7 月から同年 12 月までの期間及び 7 年 8 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 5 月から同年 11 月まで  
④ 昭和 60 年 12 月から 62 年 2 月まで  
⑤ 平成元年 7 月から同年 12 月まで  
⑥ 平成 7 年 8 月から 8 年 3 月まで

国民年金保険料が未納とされている 128 月のうち、申立期間の合計 90 月については、他県の A 区役所及び B 区役所並びに C 市 D 区役所から送られてきた納付書で納付していた。国民年金保険料が未納であれば、納付を促す書面が届いていたはずだが、そのようなことは無かったので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時に、申立人の父親が加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人の前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号の記録から、昭和 62 年 8 月頃と推認され、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと考えられるが、この時点では、申立期間①、②及び申立期間③前半の期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間③後半の期間及び申立期間④については、過年度納付によるほか納付できない期間であるが、申立人からは過年度納付をうかがわせる供述はない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いと供述しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、国民年金の加入手続の状況及び申立期間①の保険料の納付状況については不明である。

加えて、申立人は、申立期間②から⑥までの期間について、金融機関や郵便局の窓口で納付したと申し立てているものの、保険料の納付状況に関する申立人の記憶が定かでない上、申立期間⑥については、C市の国民年金被保険者名簿では国民年金保険料の納付の記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年2月までの期間及び15年7月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月から11年2月まで  
② 平成15年7月から16年3月まで

勤めていた会社を退職したので、国民年金に加入しなければならなくなりましたが、当時はアルバイトの収入しかなく、国民年金保険料が納付できなかったため、A市B区役所に相談に行ったことを憶えている。

父が平成14年に定年退職した後、再度同区役所に国民年金の相談に行ったところ、同一居住地に住んでいても世帯分離をすることで、国民年金の保険料を減額することができるというので、父の世帯と分離し、国民年金保険料の減額免除をしてもらった。保険料が減額されたので、母が、私の平成17年2月の結婚前に、減額免除されていた全期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「父の退職後に、A市B区役所に国民年金の相談に行き、父との世帯分離を行い、国民年金保険料の減額免除をもらったので、申立期間の全期間についてまとめて母が納付してくれた。」と主張しているが、申立期間①については、半額免除制度が創設されたのは平成14年4月からであり、当時、国民年金保険料の申請免除制度は、全額免除のみである上、父親の退職後の時点では、申立期間①に遡って免除申請はできない。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、平成15年9月25日以降に国民年金被保険者の資格取得の勧奨が行われていることが推認できる上、申立人に係る住民票の改製除票により、申立人の世帯分離の届出は16年2月16日であることが確認でき、この時点では、国民年金保険料の免除申請

は同年1月までしか遡ることができない。

さらに、申立人の母親は、「国民年金保険料の納付書が送られてきたので、親心から納付した。娘には当時このことを話していない。」と主張しているが、納付場所、納付時期、納付期間等を記憶しておらず、納付状況が明確でない上、納付したとする金額は、国民年金保険料が免除されたとした場合に追納すべき国民年金保険料額と大きく相違する。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 12 月まで  
申立期間当時、青色申告をしており、昭和 56 年から 58 年までの青色申告書（控）に国民年金保険料額の記載がある。証明できるものはこれしかないが、申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付してくれたはずなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の昭和 58 年 1 月 27 日に払い出されたことが確認でき、申立期間の国民年金保険料を 56 年及び 57 年中に納付することはできなかったものと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が保管する昭和 56 年及び 57 年の青色申告書（控）に記載されている国民年金保険料額は、申立人の両親の 52 年 4 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料の納付が免除となっていた期間の追納分、過年度納付分及び現年度納付分の国民年金保険料の金額と一致し、58 年の青色申告書（控）に記載されている国民年金保険料額は、申立人の両親及び申立人の同年 1 月から同年 12 月までの現年度納付分の保険料額と一致することから、申立人は、申立人の国民年金の加入手続が行われた同年 1 月から国民年金保険料の納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳に、「申出により 12 月以前は納付しません」との記載があること、及び A 町の申立人に係る国民年金被保険者名簿に、「57.12 月までは納付しません」との記載があることを踏まえると、昭和 58 年 1 月に申立人の国民年金の加入手続が行われた時点において、申立

期間の国民年金保険料は納付されておらず、申立期間の国民年金保険料を納付しない旨を意思表示したことがうかがえる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年4月まで

平成6年10月に会社を退職し、7年4月に再就職するまでの期間については、同年5月頃、国民年金保険料の納付書が送付されたため、それ以後、1か月分ずつ納付し、別の会社を退職した同年9月以降の期間についても、同様に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、その納付書で納付したが、いずれの期間も国民年金の加入手続を行ったことは無い。同年9月以降の期間については、国民年金保険料の納付記録が確認できるものの、申立期間の納付記録が確認できない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、国民年金の加入手続を行ったことはないが、平成7年5月頃、国民年金保険料の納付書が送付されたため、それ以後、1か月分ずつ納付した。」と主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、8年5月9日に国民年金被保険者資格取得の届出が行われたことが確認でき、厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年10月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間の国民年金被保険者資格取得の届出及び国民年金被保険者資格取得の記録は確認できず、それ以前に国民年金への加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、A市及び社会保険事務所（当時）が、国民年金保険料の納付書を発行することは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から57年5月までの期間及び59年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から57年5月まで  
② 昭和59年4月から63年3月まで

申立期間①については、A市B区に両親と同居して予備校、大学に通っていた。私の国民年金については、両親が納付してくれていたと思う。両親は、几帳面きちょうめんな性格で私の国民年金保険料の納付を怠るようなことはないと確信しており、事実、両親は年金を受給している。

申立期間②については、当時勤めていたC大学病院を昭和59年3月末で退職し、D大学（現在は、E大学）大学院の開講までの約1か月間はD大学病院に勤務した。大学院に進学後、妻とともに国民年金の加入手続きを行い、63年に大学院を卒業するまでは、当時受給していた奨学金の振込先であるF銀行の口座から妻の国民年金保険料と共に口座振替で保険料が引き落とされていたと思う。

申立期間については、国民年金保険料を納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、年金事務所及びA市B区役所において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続き及び保険料

の納付を行ったと供述しているが、申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間①における国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「当時、妻と共に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は奨学金の振込銀行口座から妻の国民年金保険料と共に口座振替で引き落とされていたと思う。」と供述しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該奨学金の振込口座を開設している銀行の取引記録及び普通預金取引明細表において、国民年金保険料が口座振替により納付されていたことを示す記録は見当たらない。

また、一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月頃に払い出されていることが推認でき、この時点においては、申立人は、任意加入期間であった申立期間②の国民年金には遡って加入することはできない上、申立人の妻は、申立期間のうち、61 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付しているが、申立人の妻は、同年 8 月に国民年金の第 3 号被保険者資格の取得手続を行っており、この頃に国民年金の第 1 号被保険者期間であった当該期間の国民年金保険料を過年度納付により、納付可能な時期まで遡って納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月及び同年6月

学生で県外に住んでいた頃申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、この期間は、A県B市（当時は、C郡D町）に居住する母親に私の保険料の免除申請手続きを行ってもらっていたはずである。平成8年8月頃に、免除されていた保険料をまとめて納付し、申立期間についても、その時に納付されたと記憶しているので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、D町に居住する母親に依頼して国民年金保険料の免除申請手続きを行ってもらっていたと主張しているところ、B市は、「当市に居住していない人の国民年金保険料の免除申請手続きを受け付けることは無い。平成6年当時も同じ取扱いであったと思われる。」と回答していることから、D町において保険料免除の申請手続きはできなかったものと考えられる上、申立人は、申立期間当時の県外居住地において、国民年金の加入、保険料免除等の手続きを行ったことは無いと供述している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の払出時期から、平成8年8月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立人が国民年金保険料をまとめて支払ったとしている時期とも一致するが、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から13年3月まで

平成11年1月にA社を退職した際、B市C区役所において、国民年金の加入手続及び同保険料の免除申請手続を行った。その後も、毎年5月から6月頃までの期間に、免除申請の手続を行い、免除承認の通知書を受け取った記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成11年1月に国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請手続を行い、その後も毎年5月から6月頃までの間に保険料免除申請の手続を行ったと主張しているが、申立人が11年1月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失して約1年半後の12年8月21日に、社会保険事務所（当時）において国民年金の加入を勧奨するため作成される未適用者一覧表（最終）に、申立人の氏名が掲載された旨の記録が確認できることから、少なくともこの時点までは、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の免除を申請することができなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料免除の申請手続は、市区町村役場が、受理した免除申請書を、社会保険事務所に進達し、社会保険事務所において審査が行われた後、その結果が免除申請者及び市区町村役場に通知されることとされているところ、社会保険事務所及びB市において、申立人が国民年金保険料の免除申請手続を行った形跡は確認できない上、保険料の免除申請手続は、毎年度行わなければならない、申立期間に係る3回に及ぶ国民年金保険料の免除申請手続において、行政側がいずれもこれを誤って記録しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関

連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続及び保険料免除の申請を行ったと主張しているが、D健康保険組合が保管する任意継続被保険者・被扶養者台帳により、申立人は、A社を退職後、当該健康保険組合において平成11年1月31日付けで健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、13年1月31日付けで同資格を喪失していることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生で、A 市内に居住していたが、住民票は実家のある B 市から移動させておらず、実家では母が隣組を通じて家族の国民年金保険料を納付しており、当時の保険料月額は、5 千数百円で、「国民年金保険料あずかり票」に検印をもらっていた。

24 歳の時に就職する際、母から年金手帳を受け取ったが、引っ越しを繰り返すうちに紛失してしまった。当時、学生結婚した妻の保険料も母が納付しており、「国民年金保険料あずかり票」があるので、母が私の保険料も納付していたはずだ。私の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が平成 9 年 1 月に在籍していた C 共済組合の番号が付番されており、基礎年金番号が導入された同年同月時点で、国民年金手帳記号番号が統合された事跡及びそれ以前に申立人に記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の元妻の国民年金保険料が昭和 57 年 4 月から納付されているため、申立人の保険料も納付されているはずだと供述しているものの、申立人の元妻は、国民年金の強制加入対象者であったため、婚姻した同年 3 月に B 市で国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されているが、申立人は、当時学生であり、国民年金の任意加入対象者であったことから、国民年金の加入手続が行われず、保険料の納付も行われなかつたものと推認され

る。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人の両親は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶は定かでないとしており、申立期間当時の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 39 年 7 月まで

私は、申立期間当時、両親、兄及び姉と実家に同居して家事の手伝いをしながら、就職に必要な資格を取得するために勉強し、A市の採用試験を受ける前だった。

私の実家では、国民年金保険料の納付については、結婚等で実家を出るまで、家族分をまとめて両親が納付していた。申立期間当時は、区長さんや婦人会の方等地域の代表者が各家庭を回り、家族分の国民年金保険料をまとめて徴収していた。

兄及び姉は、国民年金保険料を未納無く納付しているのに、両親が私の分だけを納付していないことはあり得ない。

私の名前から、男性と思われているという懸念があるとともに、「両親が私の国民年金保険料のみを納付しないことはあり得ない。」という兄及び姉の証言もあるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 4 月にA市で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同市の国民年金記録、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人は、国民年金に任意加入しており、同年同月が国民年金被保険者資格の取得日とされていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人は、国民年金の加入手

続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が定かではない上、申立人の兄及び姉は両親が申立人の保険料のみを納付しないことはあり得ないと供述をしているものの、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける具体的な供述は得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から8年4月まで

「ねんきん特別便」をみると、国民年金の加入月数が全く無かった。会社退職後の平成2年10月頃にA市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、郵便局で納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年10月頃に、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、郵便局で納付したと供述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す形跡は見当たらない上、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者記録のいずれも申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらないこと、及び申立人が所持する年金手帳においても、国民年金の加入記録は記載されていないことなどを踏まえると、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと考えられ、同市は国民年金保険料の納付書を発行することはできず、申立人は、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は国民年金の加入手続をした記憶はないと供述しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2242 (事案 1604 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年3月まで

国民年金の納付記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間は国民年金の納付済期間として認められないとの委員会の判断には納得できない。

申立期間については、母親が、店に来る集金人に数か月ごとに納付していたので、再検討の上納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月頃A市B区で払い出されていることが確認できることから、記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、A市の集金人は、保険料を徴収することはできなかったものと考えられること、及び申立期間直後の1年間の保険料の納付日は申立人の両親とは異なっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき21年10月7日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間については、母親が、店に来る集金人に数か月ごとに納付していたとして再申立てを行っているが、申立内容に新たな事情は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 12 月まで

A 町役場（現在は、B 市役所 C 支所）から国民年金に加入するようという連絡があったので、母が私の国民年金への加入手続をしてくれた。その際に、未納分を一括して納めないと国民年金に加入することはできないと言われたので、年末か年始に、未納分の国民年金保険料をまとめて納めたと母親が言っているので、申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点で、申立期間のうち昭和 62 年 3 月は、時効によって国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料をまとめて遡って納めたのは 1 回で、その額は「10 万円余だった。」と供述しているところ、オンライン記録では、平成 2 年 3 月 12 日に、その時点で最大限遡って納付することができる申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料が、一括して過年度納付されており、その額は、申立人の母親がまとめて納付したとしている額と符合していることから、申立人の母親が記憶している一括納付は、この過年度納付のことであると推認でき、申立期間の保険料は、この納付がなされた時点で、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に A 市 B 区の専門学校を卒業し、同年 4 月から医院で働き始めた。その際の労働条件として、厚生年金保険の加入は含まれていなかったため、自分で国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から国民年金の保険料を納めた。

当時同居していた両親は自営業で国民年金保険料を納付していたが、私の専門学校の期間の保険料も納付しておいた方が良くと区役所で勧められ、母が私の 20 歳到達時までの保険料を遡って納付してくれた。

申立期間について、母が国民年金保険料を納付してくれたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月に払い出されており、記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、納付時期、納付場所及び納付額等についての記憶は定かではなく、当時の保険料の納付状況等が不明である上、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間の保険料が過年度納付された事跡は見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年7月までの期間、51年12月から55年9月までの期間及び57年1月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要

申立期間 : ① 昭和49年7月から50年7月まで  
② 昭和51年12月から55年9月まで  
③ 昭和57年1月

国民年金保険料と厚生年金保険料が重複して納付されていることに気付いたため、国民年金保険料の還付願を提出したところ、申立期間については、既に還付済みであるとの回答があった。

還付先を質問したところ不明との回答があったが、私は、国民年金保険料の還付を受けた記憶は無く、当時は還付金を受領する銀行口座も持っていなかった。申立期間の保険料が還付されたことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が申立期間について厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が一旦は納付済みとされていることは確認できる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料の還付理由は、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認されたためであり、申立人に係る特殊台帳では、申立期間の保険料が還付されたことを示す確認印が押されている上、その備考欄には「還付 57. 3. 1 ¥\* (49. 7~50. 7 51. 12~55. 10 57. 1)」と記載されており、その期間及び金額は、当時の厚生年金保険の被保険者期間及びそれと重複した各期間の国民年金保険料を合計した金額と一致しているなど、還付理由及び特殊台帳の記載内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、申立期間当時は金融機関の口座を開設しておらず、国民年金保険料の還付金は受領できないはずだと供述しているが、年金事務所では、

申立期間当時の還付金は、社会保険事務所（当時）が送付した国民年金支給通知書により社会保険事務所の窓口で現金を受領すること、及び社会保険事務所が発行した国庫金送金通知書を持参して、郵便局の窓口で現金に換えることなどの受領方法があったとしており、金融機関の口座を開設していないことをもって還付金を受け取っていないとすることは認め難い。

なお、昭和 57 年 3 月 1 日に国民年金保険料が還付された期間のうち、55 年 10 月については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、本来還付する必要がなかった保険料のため、年金事務所で納付記録の訂正が行われている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 9 月まで

私は、平成元年 10 月に就職した際、会社から年金手帳の提出を求められたため、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に国民年金保険料を 20 歳に遡って納付できると知り、同区役所の 1 階に入っている銀行で国民年金保険料として十数万円を納付した。

また、加入手続の際の担当部署の職員は、私と同じ名字の男性であったことも記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入するためには、住所地であるA市B区において年金手帳の交付を受けるべきところ、申立人が所持する年金手帳は、厚生年金保険加入時の平成元年 10 月 2 日に申立人の就職先事業所の本社が所在するC県において交付されたことがうかがえる上、オンライン記録における申立人の前後の被保険者記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、6 年 9 月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の担当部署の職員は、申立人と同じ名字の男性であったと申し立てしているところ、A市役所人事担当課への照会結果により、当該職員の当該担当部署における在籍期間は平成 6 年 5 月 1 日から 10 年 4 月 30 日までの期間であることが確認でき、申立人が加入手続を行ったと主張する時期とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 3 年 12 月から 4 年 3 月までの期間並びに 9 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで  
② 平成 3 年 12 月から 4 年 3 月まで  
③ 平成 9 年 4 月及び同年 5 月

申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっているが、私は、これまで税金や保険料などの滞納をしたことは無く、国民年金保険料を未納のままにしているとすれば、国民年金保険料の納付書が送付されるはずであるが、納付書を受け取った記憶は無い。

国民年金保険料が未納となっている申立期間は、いずれも職場を辞めたため就職活動をしていた時期であり、私自身で国民年金への切替手続を行った記憶は無いが、いずれも退職時に職場が切替手続を行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、再取得するまでの期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であるところ、申立人は、申立期間について、当該手続を自ら行った記憶を有しておらず、「退職時に勤務していた事業所が切替手続を行ったと思われる。」と供述している。

しかしながら、申立人が申立期間前に勤務していた事業所に照会したところ、各事業所とも当該手続を行ったことは無いと回答している。

また、申立期間の国民年金被保険者資格の取得記録については、オンライン記録において、平成 9 年 7 月 8 日に入力処理されている記録が確認でき、当

該入力時点において、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③の国民年金保険料については、前述の資格記録の入力時点において現年度納付は可能であるものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書を受け取った記憶も、保険料を納付した記憶も有しておらず、「国民年金保険料が未納の記録となっているのは、納付書が送られて来なかったとしか考えられない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

大学在学中は、経済的に余裕がなく、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付することはできなかったが、大学院を修了した昭和 61 年 4 月頃 A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続時に、通常であれば 20 歳で国民年金保険料の納入を開始するはずのところを、数年も遅れてしまったとの強い思いがあったことをはっきりと憶<sup>おぼ</sup>えている。

その後、国民年金保険料の納付書が届いたので、保険料を少しずつ納付した。

当初は保険料の領収書を保管していたが、引っ越しの際、処分してしまい現在は所持していない。年金事務所の納付記録では 4 回にまとめて納付しただけの記録となっているが、このようなことは考えられない。

申立期間について保険料を納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月頃 A 市 B 区役所において国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、同区役所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 3 月 30 日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点において、申立期間の大部分（昭和 61 年 4 月から平成 2 年 1 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記区役所が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「H4・4/30 来庁」及び「2年度 3年度 1か月ごとの分割納付書作成依頼を受付 同日、社保に依頼済」の記載があること、オンライン記録により、申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料は同年5月14日、同年11月5日、5年3月15日及び同年8月19日の4回に分けて収納されていること、及び4年4月の保険料は、同年4月30日に、また、同年5月以降の保険料は、口座振替により収納されていることが確認できることから、申立人は、前述の国民年金手帳記号番号払出簿の記録どおりに、同年3月30日に国民年金に加入し、同年4月30日から国民年金保険料の納付を開始したと考えることが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年4月1日まで  
(A社)  
② 昭和31年5月28日から32年5月1日まで  
(B社)

C社からA社に事業所名称が変わったが、同社に継続して勤務していた昭和29年4月1日から31年4月1日までの期間、及びC社の事業主と事業主が同一であるB社に勤務していた同年5月28日から32年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人が名前を挙げた同僚二人の供述から判断すると、申立期間①において、申立人がC社、又は法人登記簿から同社と事業主が同一であることが確認できるB社の関連会社において勤務していたことうかがえるものの、申立人が勤務していた具体的な事業所名称及び勤務期間を推認できる供述等は得ることができない。

また、申立人は、申立期間①においては、C社から事業所名称が変更(時期は不明)になったA社に勤務していたとして申し立てているが、事業所番号等索引簿では、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、C社D工場も昭和29年11月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①のうち、同日から31年4月1日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではな

かったことが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人は昭和 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が名前を挙げた 3 人を含む 16 人が、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

加えて、前述のとおり、C社D工場は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び経理事務担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間①における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、申立人を憶えているが、申立人の勤務期間（退職時期）を推認できる具体的な供述は得ることができない。

また、前述の被保険者名簿、オンライン記録及び事業所番号等索引簿によれば、B社は、申立期間②の始期から2か月後の昭和 31 年 7 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②のうち、同日から 32 年 5 月 1 日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人は昭和 31 年 5 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が名前を挙げた二人を含む 40 人以上が、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人が名前を挙げた同僚二人のうちの一は、「C社が倒産した後、事業主は最終的にはB社を創設したが、厚生年金保険料が1か月分しか支払えず、私については厚生年金保険被保険者資格を取得して1か月後に同資格を喪失したことになっているのではないかと思う。」と供述し、申立人が名前を挙げた同僚ではないが、別の同僚の一人は、「当時の日記帳によれば、昭和 31 年 5 月 29 日に会社が倒産し、同日付けで解雇を告げられた。営業担当者は私のほかに約 15 人から 16 人いたと思うが、私と同様に解雇されているはずである。その後は勤務しておらず、給与の支払いも無かったので、保険料も控除されていない。」と供述しているところ、当該同僚を含む複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、B社に係る被保険者資格喪失原因が「解雇」と記載されて

いることが確認できる。

また、前述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び経理事務担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間②における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、申立期間②当時、B社（所在地は、首都圏）のほかに、法人登記簿において事業主が同一であることが確認できるB社（所在地は、E県）が厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、B社（所在地は、E県）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社（所在地は、首都圏）において40人以上の者が被保険者資格を喪失している昭和31年5月28日の翌日である同年5月29日に、B社（所在地は、E県）においても、申立人が名前を挙げた同僚一人を含む60人の者が被保険者資格を喪失している記録が確認でき、当該被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月11日から37年8月1日まで  
(A事業所)  
② 昭和38年3月15日から同年7月7日まで  
(A事業所)  
③ 昭和51年5月10日から52年2月10日まで  
(B事業所)  
④ 昭和52年10月29日から同年12月10日まで  
(C社)

申立期間①及び②については、D市(昭和38年2月10日からは、E市F区)に所在したG社H工場内にあった同社の下請けの事業所であるA事業所に勤務していた。従業員も約10人いた。業務内容は製品の詰め込み作業だった。給与は、日額約1万5,000円、月額約30万円であった。

申立期間③については、E市I区に所在するJ社の敷地内で、K社の下請会社であるB事業所に勤務していた。業務内容は工場での点検及び補修で、約15人が勤務していた。朝8時から夕方5時までの勤務時間であったが、徹夜したときもあった。給与は日給月給制で、日額1万1,000円、月額約20万円であった。J社が発行した、当時の「通門証」を持っている。

申立期間④については、E市I区に所在するJ社の敷地内で、L社の下請会社であるC社に勤務していた。業務内容は製品の仕上げで、7人から8人が勤務していた。給与は日給月給制で、日額1万5,000円、月額約30万円であった。

何度か転職したが、厚生年金保険に加入していた事業所を探して入社したので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、適用事業所名簿によれば、申立期間において、申立人が勤務していたと主張しているE地区にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、当該名称の法人登記の記録も確認できない。

また、申立人は同僚の名前を5人挙げているが、姓のみであるために特定することができず、申立人のA事業所における勤務実態を推認できる供述等を得ることができない。

さらに、申立人がA事業所の元請会社であるとして名前を挙げたG社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者一人に照会するものの回答が無いため、A事業所について確認できる供述等を得ることができない。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間③について、申立人は「会社名：M／下請名：N」と記載された写真入りの「通門証」を所持しており、当該通行証に申立期間③中の昭和52年1月7日の日付と推認される「520107」の記載があることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B事業所は、申立期間③途中の昭和51年12月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のうち、同日から52年2月10日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人は、申立期間③当時の従業員数を約15人と供述しているところ、申立期間③の始期における厚生年金保険の被保険者数は7人である上、同被保険者名簿において確認できる、最後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の取得日は、申立期間③の始期より前の昭和50年6月1日であり、同日以降に同資格を取得した者はいないことから判断すると、事業主は、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述のとおり、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先は不明である上、申立人が同僚として名前を挙げた4人のうち3人は前述の被保険者名簿により名前が確認できるが、連絡先が判明した一人に照会しても回答が無いため、申立人の申立期間③における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険

料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立期間④について、C社が提出した社員名簿によれば、申立人は、申立期間④より前の昭和52年7月27日に同社に入社し、同年7月30日に退職したと記録されており、入社から退社までの期間はわずか4日間であるところ、同社の担当者は、「申立期間④当時は、何百人という人をJ社での業務に従事させており、1日で退職してしまう人も多かったことから、入社してもすぐには厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、前述の社員名簿に記載された入社日から申立期間④の終期までの期間において、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚については、いずれも姓のみであるため特定することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間④における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者3人から聴取するも、申立人の名前を記憶している者はいない。

なお、前述の社員名簿により、申立人がC社に在籍したことが確認できる期間については、別の事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、当該事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できる。

- 4 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 11 月頃から 33 年 2 月 6 日まで

A社B支店C営業所(昭和 34 年 5 月からA社D支店)に勤務していた昭和 33 年 2 月 6 日以降の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、E社F支店に勤務していた申立期間①については、勤務期間が短く、脱退手当金を受給する要件を満たしておらず、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、年金事務所の記録では厚生年金保険の被保険者記録が無いことになっているが、A社B支店C営業所には昭和 31 年 11 月頃から勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 33 年 2 月 6 日以降の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したものの、申立期間①については、脱退手当金を受給していないと申し立てているが、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、本件については、申立期間①を含む支給日前の全ての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算し、支給額に計算上の誤りは無く、A社D支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の 37 年 5 月 24 日に脱退手当金を支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していない理由として、A社B支店C営業所に同時期に入社した同僚の一人と一緒に、同社を退職後に脱退手当金を受け取りに行き、当該同僚と脱退手当金の額が同じだったことを挙げているところ、オンライン記録では、申立人の脱退手当金は同僚の脱退手当金の支給日の約5か月後に支給されている上、当該同僚のA社D支店での資格喪失日は昭和36年10月1日であり、申立人の当該事業所の資格喪失日は同年12月21日と異なっていることから、仮に、申立期間①を除いた厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算した場合においても、支給額は当該同僚とは一致しない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間①に係る脱退手当金については受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA社B支店C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、A社B支店C営業所を統括していた同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、「入社後すぐには、社会保険に加入させてもらえなかった。私と申立人ともう一人の3人が同じ日に社会保険に加入させてもらった。」と供述し、別の同僚は、「私は正社員として採用されたので入社と同時に社会保険に加入したが、当時、申立人は、正社員ではなく、正社員でない者は、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、正社員でない従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿には健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日

② 平成 18 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 18 年分賃金台帳により、申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが併せて確認できる。

このほか、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3161

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日  
② 平成 18 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 18 年分賃金台帳により、申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できるが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが併せて確認できる。

このほか、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3162

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 2 日から 37 年 10 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

昭和 36 年 5 月 1 日に A 社に入社し、40 年 10 月 31 日に同社を退職するまでの期間について継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A 社は、平成 4 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時において、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚一人は、「当時、会社では、大手の企業の下請をしており、6 人から 7 人のグループで出張し、現場の仕事をしていた。」と供述しているところ、A 社で経理事務を担当していたとする同僚は、「申立期間当時、会社が請け負った下請工事については、『親方』と称する者がいて、その者の指揮下で勤務する従業員には、『親方』から給与が支払われるという形式を取っていたので、これらの従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している上、申立人を記憶しているとする 3 人の同僚のうち 1 人は、「『当時、会社では、6 人から 7 人のグループで、請負制で仕事をしている者は、厚生年金保険に加入させていなかった。』と当時の事務担当者から聞いていた。」と供述してい

る。

さらに、i) 申立人、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同日の昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚二人のうち一人の計二人は同年 6 月 2 日に、別の同僚一人は同年 6 月 14 日に、前記被保険者名簿で、それぞれ同資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を返納したことを表す「証返」の記載が確認できること、ii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人が昭和 36 年 5 月 1 日に最初に厚生年金保険被保険者資格を取得した時の厚生年金保険被保険者記号番号は、同年 5 月 13 日に払い出されているが、37 年 10 月 1 日に同資格を再度取得した時は、別の厚生年金保険被保険者記号番号が、同年 10 月 25 日に払い出されていることが確認できる上、前述の同僚二人も、被保険者資格を再度取得した時に別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員を下請工事に従事させる場合、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の経理事務を担当していたとする同僚は、申立期間当時、B社の下請工事をしていたと供述しているところ、同社は、「当時、下請工事に従事させる従業員を当社の厚生年金保険の被保険者として加入させることはなかったはずである。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿では、申立人及び前述の同僚二人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3163

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 46 年 5 月 31 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。当時、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の人事部門を担当するC社は、「申立期間当時、A社B工場における従業員の採用区分は正社員、臨時社員及びパートタイマーに分かれていたと考えられる。正社員については、人事記録等が保管されているはずであるが、申立人については当該記録が確認できない。臨時社員についても社会保険及び厚生年金基金の加入記録は確認できるが、申立人にはこれらの記録も確認できないことから、申立人は、社会保険の加入対象とならないパートタイマーとして採用されたものと考えられる。」と回答している上、上記の同僚二人は、申立人の厚生年金保険料の控除について記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、上記の同僚二人については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、C社が保管する「社会保険台帳」及び「厚生年金基金加入員番

号払出簿」、並びにオンライン記録により、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和43年10月1日から厚生年金保険被保険者の資格を喪失した54年2月21日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録、及び申立事業所が厚生年金基金に加入した44年4月1日から54年2月21日までの期間の厚生年金基金加入員記録、並びに43年9月24日から54年2月20日までの期間の雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人については、いずれの記録も確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所で標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、オンライン記録どおりの額で届け出たことが確認できる。

また、全ての申立期間について、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人の全ての申立期間に係る標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、当該被保険者名簿において、申立期間の標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月から26年3月まで  
② 昭和32年2月から35年11月まで  
③ 昭和37年のうち、2か月又は3か月

A事業所に勤務していた申立期間①、B事業所（又はC事業所）に勤務していた申立期間②、及びD事業所に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。それぞれの事業所における事業主等の名前を記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、適用事業所名簿によれば、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚について、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、連絡先が不明であり、照会することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、適用事業所名簿により、申立人が名前を挙げた事業主は「E事業所」の事業主として確認できるところ、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、適用事業所名簿によれば、B事業所又はC事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚について、B事業所又はC事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、連絡先が不明であり、照会することができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、適用事業所名簿により、申立人が名前を挙げた事業主は「F事業所」の事業主として確認できるところ、F事業所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

3 申立期間③について、適用事業所名簿によれば、D事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚について、D事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、連絡先が不明であり、照会することができないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立事業所と事業所名が類似するG事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 4 日から 40 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 8 月 11 日から 46 年 1 月 31 日まで  
③ 昭和 48 年 12 月 19 日から 49 年 2 月 12 日まで  
④ 昭和 52 年 5 月 13 日から同年 6 月 8 日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社（現在は、D社E支店）に勤務していた申立期間③及びF社に勤務していた申立期間④における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 40 年 2 月 1 日となっており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主も死亡していることから、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。申立期間①当時から厚生年金保険及び雇用保険の事務手続は同時に行っていたため、それぞれの被保険者資格の取得日は一致しているはずである。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無

く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の離職日は昭和 45 年 8 月 10 日となっており、当該離職日は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は昭和 45 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日は、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は死亡しているほか、前述の被保険者原票から、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる同僚二人は、いずれも、「B社が昭和 45 年 8 月に倒産した際に、当時の全ての従業員は解雇されたはずである。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のC社における離職日は昭和 48 年 12 月 18 日となっており、当該離職日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、D社E支店は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のF社における離職日は昭和 52 年 5 月 12 日となっており、当該離職日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であり、照会することができない。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人に聴取したところ、うち1人は、「申立事業所では、厚生年金保険及び雇用保険の事務手続は同時に行っていたため、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と雇用保険被保険者の離職日に係る記録は符合しているはずである。」と回答しており、残り2人は、いずれも、「当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

- 5 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 47 年 9 月 1 日までの期間のうち、約 2 年間 (A 事業所)  
② 昭和 44 年 10 月から 47 年 9 月 1 日までの期間のうち、約 2 年間 (B 事業所)

A 事業所において作業員として勤務していた申立期間①及び B 事業所において配達担当として勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人については、申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の親族に照会したところ、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。当時、短期間で退職する従業員が多かったため、一定期間の試用期間を設けており、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、前述の同僚二人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は昭和 45 年 10 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①のうち、同日以降における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人については、申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿等によれば、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、前述の同僚二人及び申立事業所の関係者は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②のうち、同日以降における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 24 日から同年 7 月 1 日まで

A社B事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA社B事業所に係る離職日は昭和54年6月23日となっており、当該離職日は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、適用事業所名簿等によれば、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、オンライン記録により、当時の事業主が同社C工場（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、D社に照会したところ、「当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。弊社の関連会社であるE社においても申立内容を確認できなかった。」と回答しているところ、A社C工場及びE社（当時は、F社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立事業所と所在地等が一致するG社に照会したところ、「申立事業所の事業を引き継ぐような形にはなっているものの、申立事業所は清算されており、当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、当該事業所は、平成12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかつ

たことが確認できる。

加えて、前述のA社B事業所に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「高等学校卒業後に入社し、短期間で退職した者がいた記憶はあるが、名前や具体的な退職日までは記憶していない。」、「私は事務を担当していたが、申立人に係る記憶は無い。厚生年金保険被保険者資格の喪失日と雇用保険被保険者の離職日が符合しているのであれば、その時点で退職したのではないかと思われる。」、「申立人に係る記憶は無い。私の場合、私が記憶している勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。」と供述している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年5月19日まで

A社に勤務していたが、社長が急死したため、代表取締役就任した。また、就任後の給与支給額が約100万円に上がったため、標準報酬月額の変更手続を行った記憶があるが、当該標準報酬月額の記録を確認できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社の代表取締役就任の際、標準報酬月額の変更手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によれば、代表取締役就任後の平成9年8月25日に、社会保険事務所（当時）において同年10月以降の標準報酬月額11万8,000円に係る算定基礎届の処理が行われていることが確認できるほか、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時の標準報酬月額の最高額は59万円である旨定められているところ、商業登記簿において申立人の後に代表取締役就任したことが確認できる者の標準報酬月額は20万円であることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できる供述を得ることができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月1日まで

A市役所を定年退職後、平成5年4月1日から8年3月31日までの3年間において、A市の嘱託員として同市B事務所が所管するC施設で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A市の嘱託員として勤務したことに間違いはなく、3年分の辞令と源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA市役所が保管する申立人に係る辞令並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において同市の嘱託員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、A市における嘱託員としての雇用形態については、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働被保険者として記録されていることが確認できるところ、同市は、「申立期間当時、勤務時間が一般職員の4分の3に満たない嘱託員については、健康保険及び厚生年金保険を適用しておらず、平成5年11月のD県担当課の通知により、勤務時間及び勤務日数のいずれかが一般職員の4分の3に満たない嘱託員であっても、業務内容や就労形態が一般職員と同程度であり、報酬が月給（月額）制等のような給与形態等を採用している場合は、総合的に判断し、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として適用することが妥当であるとする方針が示されたことから、6年4月以降、嘱託員については、上記方針に従った取扱いを行っている。申立人については、辞令に記載された報酬月額から、勤務時間が一般職員の4分の3に満たない嘱託員であることが確

認でき、上記方針に従って、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得させている。」と回答している。

また、申立人が保管する平成5年分及び6年分の源泉徴収票からは、社会保険料等の控除が確認できるものの、5年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から判断すると、当該保険料額は、A市の職員として在職していた5年1月から同年3月までの期間分の社会保険料等であり、6年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から判断すると、当該保険料額は、6年4月から同年12月までの期間分の社会保険料等であると推認でき、両源泉徴収票から確認できる社会保険料等に申立期間の厚生年金保険料が含まれるとは認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月1日まで

A市立B小学校を定年退職後、平成5年4月1日から7年3月31日までの2年間において、A市教育委員会の嘱託員としてA市立C事務所で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A市教育委員会の嘱託員として勤務したことに間違いはなく、2年分の辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA市教育委員会が保管する申立人に係る辞令から判断すると、申立人が申立期間において同委員会の嘱託員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、A市教育委員会における嘱託員としての雇用形態については、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働被保険者として記録されていることが確認できるところ、A市教育委員会は、「申立期間当時、勤務時間が一般職員の4分の3に満たない嘱託員について、常用的雇用関係にないものとし、健康保険及び厚生年金保険を適用しておらず、平成5年11月のD県担当課の通知により、勤務時間及び勤務日数のいずれかが一般職員の4分の3に満たない嘱託員であっても、業務内容や就労形態が一般職員と同程度であり、報酬が月給（月額）制等のような給与形態等を採用している場合は、総合的に判断し、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として適用することが妥当であるとする方針が示されたことから、6年4月以降、嘱託員については、上記方針に従った取扱いを行っている。申立人については、当委員会が保管する『嘱託員の辞令発令に

ついて』により、勤務時間は週27.5時間で、1週間の勤務時間が一般職員の4分の3に満たない嘱託員であることが確認でき、上記方針に従って、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得させている。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人が勤務を開始したとする平成5年4月1日において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できない一方、6年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は610人確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

大学を卒業後、昭和16年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、21年3月15日に同社を退職するまでの期間において勤務していたが（勤務期間のうち昭和17年1月10日から20年9月17日までの期間は従軍期間）、申立期間の労働者年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間においてA社に在籍していたことは事実であるので、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が作成した経歴書、及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が昭和16年4月10日に被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和17年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月から保険料の徴収が開始されているが、労働者年金保険法の被保険者は、工場や炭鉱などの特定の事業所に使用される男性労働者（一般職員を除く。）を対象としていたところ、申立人は大学の文科系学部卒業後にA社に入社したと申し立てていることなどから判断すると、申立人は一般職員であったと推認されることから、申立人が労働者年金保険法の適用対象ではなかったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和16年4月10日に被保険者資格を取得した旨記録されているが、同時点では、労働者年金保険法は施行されていなかったことから判断すると、当該記録は健康保険被保険者資格の取得日に係るものと推認される。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人と同日に健康保険被保険者資格を取得したと推認される者が33人確認でき、そのうち29人について、申立期間における労働者年金保険の被保険者記録が確認できず、当該29人のうち供述を得られた複数の者は、自身の職種について、労働者年金保険法の適用対象に該当しない一般職員であった旨供述している。

加えて、B社は、「当時の関連資料は保管されておらず、労働者年金保険の加入状況等は分からない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人を承知している者はおらず、申立人の申立期間における労働者年金保険の加入状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が、労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月から 34 年 9 月まで

A川で施工されたB橋工事の現場作業員として勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が従事したとする業務内容に関する供述が具体的であること、当時、国のC局D事務所（以下、「D」事務所という。現在は、E局F事務所）の所管するB橋工事が施工されていたことがE局の回答により確認できること、及び申立人が名前を挙げた者についてG共済組合の組合員加入記録及びD事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、D事務所の当該工事に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に聴取した結果、「H市では当時の水害により、国が直轄して復興工事を行っており、B橋工事はその関連工事であった。現場作業員は日雇労働者が多かった。」、「昭和 33 年から日雇労働者として勤務し、臨時雇用になってから厚生年金保険に加入した。現場作業員は、ほとんどが日々雇用（日雇労働者）であった。」、「昭和 28 年から勤務していたが、初めは日雇労働者として勤務を開始し、補助員、準職員となり、職員になっていった。現場作業員の多くは家業が多忙な時は、B橋工事に係る業務には従事しなかった人が多かった。」、「B橋工事があったことは記憶している。当時、私は現場作業員の賃金を計算し支払っていたが、ほとんどが日雇労働

者で日給を半月ごとに支払っており、日雇いの健康保険に加入させていた。私は、昭和 30 年頃から D 事務所 I 出張所に勤務していたが、補助員とされたとき厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当時、D 事務所では、現場作業員については必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人は、「申立期間当時、D 事務所において厚生年金保険被保険者証の交付を受け、工事が終了した後に他の事業所に就職した際、当該被保険者証を厚生年金保険の加入手続のため提出した。」と供述しているものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立期間直後の昭和 34 年 10 月 1 日に、申立人に対して新たに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、当該記録は申立人の供述内容と符合しない。

さらに、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、当該被保険者名簿に申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、E 局 F 事務所では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人を記憶していると供述する者はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から4年1月6日まで  
② 平成5年1月1日から同年3月1日まで  
③ 平成5年3月1日から同年6月1日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、勤務していた事業所の名称は分からないが、B市で営業していた事業所に、申立期間③については、C事業所に、それぞれ勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

いずれの事業所においても、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によりA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人が、「平成3年9月に申立人と一緒にA社に入社した。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、「女性は全てパート社員であり、正社員はいなかった。パート社員は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人を平成4年から厚生年金保険に加入させたのは、勤務時間が長くなったこと、又は処遇を少しずつ改善させていったことのいずれかの理由によるのではないかと記憶している。」と回答している上、前記の複数の同僚のうち一人は、「初めはパート社員で入社して、しばらくして厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と供述し、別の一人は、「パート社員として勤務していたが、数年後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申

立人と一緒に平成3年9月に入社したとする前記の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じく4年1月6日であることが確認できることから判断すると、当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、オンライン記録により、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、前記の元事業主は、「当時の資料は無いが、社員の給与から厚生年金保険料を控除しておきながら、厚生年金保険に加入させないことは絶対あり得ない。」と回答している上、前記の複数の同僚からも厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、勤務していた事業所の名称を憶<sup>おぼ</sup>えていないものの、申立事業所が所在していたとされるB市内の申立事業所と同種の複数ある事業所の回答などから判断すると、当該事業所は、D社が経営する事業所であったと推認されるところ、同社の事業主及びオンライン記録において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社の経営する事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社の事業主は、「アルバイトで雇用した者は、入社後3か月間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立期間②当時、申立人と一緒にD社が経営する事業所に勤務していたとする同僚は、「申立人はアルバイトとして勤務していた。私も入社後数か月を経過した後に厚生年金保険に加入したと思う。」と供述していることから判断すると、当時、当該事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前記の事業主は、「厚生年金保険に加入していなければ、厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と回答している上、前記の同僚からも厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることができず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

- 3 申立期間③については、C事業所を経営していたE社の事業主の回答及び申立人が勤務していたとするC事業所において当時店長であったとする者の供述、並びに雇用保険の給付記録から判断すると、申立人は申立期間③においてC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前記の事業主は、「当社では、従業員の入社後に試用期

間を設けており、申立人は、試用期間中に退社したため、厚生年金保険には加入させていないはずである。」と回答している上、前記の店長は、自身が平成4年11月頃に入社したと供述しているところ、オンライン記録によれば、当該店長に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、5年3月1日であることが確認できることから判断すると、当時、E社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の平成3年3月7日以降の社会保険の届出書類は全て保管しているが、申立人に係る書類は無い。厚生年金保険に加入していなければ、厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している上、前記の店長及びオンライン記録によりE社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることができず、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

- 4 申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。